

障がい者活躍推進計画

横手市消防本部

令和7年3月

機関名	横手市消防本部
任命権者	横手市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
横手市消防本部における障がい者雇用に関する課題	横手市消防本部は職員定数 190 名の機関であるが、そのほとんどが障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に規定する除外職員である消防吏員で構成されており、障がい者の募集・採用は行っていない。 現在、在職中のけがや病気により、中途障がい者（在職中に疾病、事故等により障がい者となった者をいう。以下同じ。）となった職員が若干名在籍しているが、個別対応により業務上不都合等も生じていないことから組織的な体制整備は特段行っていない。 障がい者である職員が適性や能力を発揮し、いきいきと活躍していくためには、市労働・福祉・教育分野等と連携を図りながら、更なる体制整備や各種取組を行っていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に規定する除外職員であり、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	障がい者である職員の不本意な離職を極力生じさせない。 《評価方法》 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、定着状況を把握・進捗管理を行う。

③満足度に関する目標	【満足度の全体評価】 職場等の満足度に関するアンケート調査の全体評価においてやや不満、不満の回答無。 《評価方法》毎年4月時点で在籍している障がい者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員は消防本部総務課職員とし、選任義務が生じた場合にはすみやかに選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を消防本部総務課に設置し、市長部局の障害者職業生活相談員並びに担当職員と連携しながら、障がい者である職員が相談しやすい体制を整えとともに、庁内ネットワークにより周知する。 ○原則として年1回、人事課において障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行い、その際は障がい者である職員から意見を求め、検討のうえ障がい者活躍推進計画に反映させる。 ○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等は、人事異動等により変更が生じた場合は、更新を速やかに行う。 ○障がい者である職員の配慮を必要とする事項について、情報共有シートにより把握に努めながら、本人の意思を尊重した上で関係部署と連携を図り、必要に応じて対策を講じていく。

	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、秋田労働局からの案内による障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○複数の職員が障害者職業生活相談員資格認定講習を受講し、相談体制の強化を図る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、関係部局等と相談しつつ、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に規定する除外職員であり、障がい者に限定した募集・採用は困難である。
	(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓

	形成	練を実施する。
	(5) その他の 人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員はもとより、障がい者が配属されている部署の職員は、その立場により知り得た障がい者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。 ○障がい者本人が異動した場合や、障がい者以外の職員が異動した場合など、障がい者の情報を知る職員が不在となり、必要な配慮を受けられなくならないよう、本人の了承が得られる場合には、当該職員の情報を組織として引き継ぐものとする。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。